小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第２０５号

堺市堺区協和町２丁73番地西団地５号館401号

再生債務者　蓑田　彩子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成23年３月４日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再イ）第６６号

埼玉県本庄市児玉町金屋1066番地８

再生債務者　木村　佳之

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成23年３月７日

さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１０００１号

栃木県宇都宮市若草５丁目９番26号

再生債務者　柳沼　克佳

1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年３月28日まで

4　一般異議申述期間　平成23年４月11日から平成23年４月19日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再ロ）第１１号

大阪府守口市金下町２丁目３番７―301号

再生債務者　宮本　幸成

1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年４月１日まで

4　一般異議申述期間　平成23年４月４日から平成23年４月18日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１００１２号

長崎県西彼杵郡時津町元村郷1306番地１

再生債務者　深堀　眞吾

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月22日まで平成23年３月４日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１００４４号

茨城県水戸市南町３丁目２番22―203号　シティパレス水戸南町

再生債務者　根本　　修

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月２日　　水戸地方裁判所

平成２２年（再ロ）第２号

岩手県北上市黒岩20地割35番地46

再生債務者　市村　智幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月４日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（再ロ）第３６号

横浜市戸塚区上矢部町667番地コートビレッジ202号

再生債務者　本田　千富

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月７日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１００１１号

東京都町田市三輪町539番地62

再生債務者　冏久澤幸男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月７日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第２６号

埼玉県戸田市川岸２丁目２番１―1209号

再生債務者　奥重　裕貴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月７日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第４号

熊本市戸島西１丁目23番12号

再生債務者　冖田　雪春

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年３月７日

熊本地方裁判所民事第１部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 23 年３月 15 日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｊ―1034	昭和48年10月27日	小谷長一	平成23年２月16日	

会社公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十三年三月一日に主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年三月十五日

北海道留萌市開運町一丁目六番一号

（甲）医療法人社団心優会

理事長　角　　隆巨

北海道小樽市稲穂二丁目二二番六号

（乙）医療法人社団野口病院

理事長　角　　隆巨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　千葉日報

掲載の日付　平成二十三年三月九日

掲載頁　二十一頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年三月十五日

千葉市中央区都町二丁目三三番一八号

（甲）株式会社大将軍

代表取締役　松山　昌弘

名古屋市北区辻本通二丁目三三番地

（乙）有限会社三徳

取締役　浩覚

名古屋市北区辻本通二丁目三三番地

（丙）有限会社フェイス

取締役　海本　浩覚

合併公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の芝政ワールドの事業及び同事業に関連する飲食・物販事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）掲載紙　福井新聞

掲載の日付　平成二十三年三月四日

掲載頁　五頁

平成二十三年三月十五日

地福井県坂井市三国町浜地四五字高呰里一番

（甲）芝政ワールド準備株式会社

代表取締役　阪井　昌弘

地福井県坂井市三国町浜地四五字高呰里一番

（乙）芝政観光開発株式会社

代表取締役　前川　政人